

健康管理医の委嘱に関する要綱の制定について

発出年月日：昭和53. 5. 17

文書番号：沖例規厚4

公表範囲：全文

改正 平成8.11沖例規厚2

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び沖縄県警察職員の健康管理に関する訓令（昭和53年沖縄県警察本部訓令第12号）の規定に基づき、常時50人以上の警察職員が勤務する警察本部及び警察署等に健康管理医を置き、警察職員の健康管理に関する指導助言等を行わせることとしたが、健康管理医の委嘱に関する要綱を別添のとおり制定し、その取扱いについては、下記によることとしたから所属職員に周知させ、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 要綱第2条2項の健康管理医の職務についての取扱い

健康管理医を置く所属の長（以下「所属長」という。）は、健康管理医から所属職員の健康管理に関し、指導を受け又は助言を得た場合は、その状況を健康管理等指導（相談）記録簿（別記様式第1号）に記録して保管するとともに、健康管理医の指導事項等報告書（別記様式第2号）により、警務部長に報告するものとする。この場合において当該指導を受け又は助言を得た事項が、その所属において処理できるものであるときは必要な措置をとった後報告するものとする。

2 要綱第3条2項の解職についての取扱い

健康管理医を置く所属長は、健康管理医に開業場所の異動、廃業等があったときは、速やかにその状況及び後任を予定している健康管理医について、健康管理医異動報告書（別記様式第3号）により、警察本部長に報告するものとする。

3 要綱第4条報酬の支給方法

健康管理医に対する報酬の支給方法は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年規則第111号）の定めるところにより、一般職の職員の給与の支給方法の例によるものとする。

4 要綱第5条費用弁償の支給方法

健康管理医に対する費用弁償の支給方法は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の定めるところにより、一般職の旅費の支給方法の例によるものとする。